

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 15 条第 3 項の規定に準じて、長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業に係る事業契約の内容を公表します。

令和 7 年 3 月 28 日

長岡市長 磯田 達伸

記

1 公共施設等の名称及び立地

長岡ニュータウン運動公園

長岡市陽光台 5 丁目 3

2 選定事業者の商号又は名称

MCMフェニックスグループ

代表企業

新潟県長岡市喜多町 1078 番地 1

中越環境開発株式会社

代表取締役 丸山 晴夫

3 公共施設等の整備等の内容

[長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業 基本契約書 (抄)]

(事業の概要等)

第 3 条 本事業は、要求水準書等(特定事業契約、要求水準書及び入札説明書等並びに入札説明書等に基づき提出された質問に対して市が公表した回答結果等をいう。以下同じ。)所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

2 本事業のスケジュール(以下「本事業実施スケジュール」という。)は、要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

3 事業者は、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を履行しなければならない。

4 契約期間

令和 7 年 3 月 27 日 から 令和 25 年 3 月 31 日

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業 設計施工一括契約約款（抄）]

（市の解除権－債務不履行等）

第 46 条 市は、設計・建設企業が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても本件工事等に着手しないとき。
- （2） その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みがないと認めるとき。
- （3） 第 6 条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括下請負させたとき。
- （4） 第 11 条第 1 項第 2 号及び第 11 条の 2 に掲げる者を置かなかったとき。
- （5） 第 20 条第 1 項の規定に違反して監督員の改造請求に従わないとき。
- （6） 設計・建設企業が第 48 条第 1 項各号の理由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- （7） 前各号に掲げるときのほか、設計・建設企業が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、設計・建設企業は、請負金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 4 条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（市の解除権－独占禁止法等）

第 46 条の 2 市は、前条第 1 項の規定によるほか、設計・建設企業が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1） 公正取引委員会が、設計・建設企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用す

る場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6か月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、設計・建設企業に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6か月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 設計・建設企業が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 設計・建設企業(設計・建設企業が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 設計・建設企業が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。

2 市は、前条第1項又は前項の規定によるほか、設計・建設企業(設計・建設企業が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この約款を解除することができる。

- (1) その役員等(設計・建設企業が個人である場合にはその者を、設計・建設企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 設計・建設企業が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が設計・建設企業に対して当該契約の解除を求め、設計・建設企業がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、設計・建設企業は、請負金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、市が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（市の任意解除権）

第47条 市は、本件工事等の完成前において必要があるときは、第46条第1項又は前条第1項の規定によるほか、契約を解除することができる。

- 2 市は、前項の規定により契約を解除したことにより設計・建設企業に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、市と設計・建設企業とが協議して定めるものとする。

（設計・建設企業の解除権）

第48条 設計・建設企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第22条の規定により設計図書を変更したため請負金額がその3分の2以上減少したとき。
- (2) 第23条の規定による本件工事等の施工の中止期間が工期の10分の5に相当する

期間（その期間が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が本件工事等の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 市が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

2 設計・建設企業は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 49 条 市は、契約が解除された場合においては、本件設計の既に完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたとときの既履行部分及び本件工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。

2 前項の場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由を設計・建設企業に通知して既履行部分及び出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、設計・建設企業の負担とする。

3 契約が解除された場合における本件設計に係る著作権の取扱いについては、第5条の2を準用する。

4 市は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する請負金額として別表に定めるところにより算出した額（以下「請負金額相当額」という。）を設計・建設企業に支払わなければならない。この場合において、第37条の規定による前払金が支払われているときは、請負金額相当額から当該受領済みの前払金の額（第40条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。）を控除するものとする。

5 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、設計・建設企業は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を市に返還しなければならない。この場合において、契約の解除が第46条第1項又は第46条の2第1項若しくは第2項の規定によるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定利率によって算出して得た額の利息を付して市に返還しなければならない。

6 設計・建設企業は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の既履行部分及び出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返

還しなければならない。この場合において、当該支給材料が設計・建設企業の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損をしたとき、又は当該検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

7 設計・建設企業は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が設計・建設企業の故意又は過失により滅失又は毀損をしたときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8 設計・建設企業は、契約が解除された場合において、工事用地等に設計・建設企業の所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等の修復及び取片付けを行って、市に明け渡さなければならない。

9 前項の場合において、設計・建設企業が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、設計・建設企業に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、設計・建設企業は、市が行う処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、市が行う処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

10 第6項前段又は第7項前段の規定により設計・建設企業のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条第1項又は第46条の2第1項若しくは第2項の規定によるときは市が定め、第47条第1項又は前条第1項の規定によるときは設計・建設企業が市の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段又は第8項の規定により設計・建設企業のとるべき措置の期限、方法等については、市が設計・建設企業の意見を聴いて定めるものとする。

[長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業 指定管理者基本協定書（抄）]

（指定の取消し等）

第25条 市は、維持管理企業・運営企業が次の各号のいずれかに該当するとき、その他維持管理企業・運営企業の責めに帰すべき事由により維持管理企業・運営企業による維持管理・運営を継続することができないと認めるときは、手続条例第10条の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

とができる。

- (1) 管理運営業務の改善指示をはじめとする市の指導に従わないとき（市が定めた期間内に改善が見られないとき。）。
 - (2) 虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 地方自治法をはじめとする関係法令、条例及び協定書の事項に故意に違反したとき。
 - (4) 維持管理企業・運営企業の財務状況が著しく悪化し、改善が認められないとき。
 - (5) その他、市が運営管理施設の管理の適正を期すために必要と認めるとき。
- 2 業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、双方協議を行い指定管理者委託料の返還額を算出するとともに、維持管理企業・運営企業は、定められた額を市に返納しなければならない。
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて維持管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、維持管理企業・運営企業に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
- 4 維持管理企業・運営企業は、第1項の規定により運営管理施設の管理を行えなくなったことにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、維持管理企業・運営企業に特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

6 契約金額

金 2,879,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、基本契約書別紙の定めるところに従って金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。

7 契約終了時の措置に関する事項

[長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業 設計施工一括契約約款（抄）]

（解除に伴う措置）

第 49 市は、契約が解除された場合においては、本件設計の既に完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたとときの既履行部分及び本件工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由を設計・建設企業に

通知して既履行部分及び出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、設計・建設企業の負担とする。

- 3 契約が解除された場合における本件設計に係る著作権の取扱いについては、第5条の2を準用する。
- 4 市は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する請負金額として別表に定めるところにより算出した額（以下「請負金額相当額」という。）を設計・建設企業に支払わなければならない。この場合において、第37条の規定による前払金が支払われているときは、請負金額相当額から当該受領済みの前払金の額（第40条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。）を控除するものとする。
- 5 前項の場合において、当該受領済みの前払金の額が請負金額相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、設計・建設企業は、当該受領済みの前払金の額から当該請負金額相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を市に返還しなければならない。この場合において、契約の解除が第46条第1項又は第46条の2第1項若しくは第2項の規定によるときは、余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定利率によって算出して得た額の利息を付して市に返還しなければならない。
- 6 設計・建設企業は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の既履行部分及び出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が設計・建設企業の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損をしたとき、又は当該検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 設計・建設企業は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が設計・建設企業の故意又は過失により滅失又は毀損をしたときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 設計・建設企業は、契約が解除された場合において、工事用地等に設計・建設企業の所有又は管理に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理に属するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等の修復及び取片付けを行って、市に明け渡さなければならない。

9 前項の場合において、設計・建設企業が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、設計・建設企業に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、設計・建設企業は、市が行う処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、市が行う処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

10 第6項前段又は第7項前段の規定により設計・建設企業のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条第1項又は第46条の2第1項若しくは第2項の規定によるときは市が定め、第47条第1項又は前条第1項の規定によるときは設計・建設企業が市の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段又は第8項の規定により設計・建設企業のとるべき措置の期限、方法等については、市が設計・建設企業の意見を聴いて定めるものとする。

(損害賠償の予定)

第49条の2 設計・建設企業は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、請負金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、市が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、本件工事等が完了した後においても適用するものとする。

4 前項の場合において、設計・建設企業が共同企業体であり、既に解散しているときは、市は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、第1項及び第2項の額の全額を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、連帯して当該額を支払わなければならない。

[長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業 指定管理者基本協定書(抄)]

(情報管理)

第22条 維持管理企業・運営企業及び運営管理施設の管理運営業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、手続条例第11条及び第12条の規定を遵守し、個人情報確実に保護されるよう配慮するとともに、運営管理施設の管理に関し知り得た秘密を自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後にお

いても、同様とする。

- 2 維持管理企業・運営企業は、多くの市民が利用する公共施設の管理という役割を認識し、その管理運営に係る透明性を高めるよう努めるとともに、手続条例第 13 条の規定を遵守し、情報公開に際し必要な措置を講じなければならない。

(次期指定管理者への引継ぎ)

第 26 条 指定期間の満了又は指定の取消しにより管理が終了したときは、次期指定管理者に運営管理施設の維持管理・運営業務を引き継ぐこととする。

- 2 市は、必要と認めるときは、本協定の終了に先立ち、維持管理企業・運営企業に対して市又は市が指定する者による運営管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 維持管理企業・運営企業は、市からの前項の規定による申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(協定終了時の備品等の取扱い)

第 27 条 本協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 維持管理企業・運営企業は、要求水準書に示した無償貸与した備品を、市が指定する者に引き継がなければならない。
- (2) 維持管理企業・運営企業が任意に購入し、又は調達した物品は、原則として維持管理企業・運営企業が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、市と維持管理企業・運営企業との協議において両者が合意した場合は、維持管理企業・運営企業は、市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

(原状回復義務)

第 28 条 維持管理企業・運営企業は、その指定期間が満了したとき、又は第 25 条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて維持管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなった運営管理施設の当該部分を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。